○金融庁告示第五十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） **第三条**　［略］ 2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第五十四条第四項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 3　［略］ （マーケット・リスク相当額不算入の特例） **第四条**　銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。 一　当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三の三第一項、第二百四十八条の三の四又は第二百四十八条の四の七第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。 ［二～五　略］ （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） **第五十四条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、国際統一基準行については総自己資本の額（第二条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に、国内基準行については自己資本の額（第十四条の算式における自己資本の額をいう。）にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。 一　我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であって、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。 二　次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。 イ　規則第三十四条の十六第十項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）	（連結の範囲） **第三条**　［同上］ 2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 3　［同上］ （マーケット・リスク相当額不算入の特例） **第四条**　［同上］ 一　当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十八条の三の三第一項、第二百四十八条の三の四又は第二百四十八条の四の七第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。 ［二～五　同上］ （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） **第五十四条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］